



平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 **ゲオ**  
本社住所 愛知県春日井市宮町一丁目1番地1  
代表者名 代表取締役社長 森原 哲也  
(コード番号:2681 東証・名証 第一部)  
問合せ先 取締役副社長 久保田 貴之  
(TEL0568-33-4388)

## 当社連結子会社における不適切な会計処理に関する中間報告について

当社は、平成 23 年 3 月 24 日付にて「当社連結子会社における不適切な会計処理の可能性について」を公表いたしました。その後、当社では、外部調査委員会を設置し、不適切な取引の可能性等につき調査を進めてまいりましたが、このたび、外部調査委員会より、本日付で「中間調査報告書」が提出されましたので、その内容及び今後の対応等につきまして、下記の通りご報告させていただきます。

株主・投資家の方々、お取引先及び関係者の皆様には、本件に関して多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

なお、当社が提出を受けた「中間調査報告書」につきましては、添付資料をご参照ください。

### 記

#### 1. 中間報告により確認された事実の概要

当社および子会社である株式会社リテールコム(以下、RTC)は、平成 20 年 12 月頃から平成 23 年 3 月までの間に、当社グループに属しない第三者である取引先(以下、A 社)との間で循環取引等の不正な取引(以下、本件不正取引)に関与いたしました。本件不正取引は、主に、A 社が資金繰り目的で主導した、フラッシュメモリー等を対象商品とする循環取引であり、RTC および当社は循環取引の参加者であり主導者ではなかったと考えられます。

本件不正取引に関して、RTC および当社又はその他当社グループにおいては、RTC における担当者 1 名が、A 社の資金繰り要請に基づき、RTC における売上目標達成のために関与したものと考えられます。

また、本件不正取引の調査過程において、本件不正取引以外の RTC 又は当社の従業員による不正行為(以下、追加的不正行為)が存在する疑いが発覚したため、かかる追加的不正行為に関する事実の解明も外部調査委員会による調査目的として追加しております。

なお、事実の詳細につきましては、添付資料「中間調査報告書」に記載の通りであります。

#### 2. 業績への影響

現在までの調査により判明した事実に基づく不適切な会計処理の金額につきましては、添付資料「中間調査報告書」第 5 の「2. 本件不正取引に係る不適切な会計処理の金額」に記載の通りですが、それらの不正取引の訂正に伴う連結業績への影響額は、同報告書 第 5 の「3. 本件不正取引に係る財務諸表への影響額(概算)」に記載の通りであります。

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
売上高	△105	△1,088	△2,272
売上総利益	△3	△50	△120
当期純利益	△56	△53	△401

なお、本件不正取引による未決済の債権債務に係る会計処理方法について、現在、外部調査委員会および監査法人において検討中ではありますが、現時点では営業利益と経常利益への影響は売上総利益と概ね同額であります。

### 3. 今後の対応及びスケジュール

平成 23 年3月期の当社連結業績予想につきましては、本件不正取引の訂正による影響額が確定次第、公表いたします。

外部調査委員会の「最終調査報告書」は、平成 23 年 5 月中旬に提出される予定であり、本件不正取引の調査結果および追加的不正行為の調査結果につきまして、提出され次第速やかに公表いたします。

また、「最終調査報告書」の提出以降、速やかに過年度における有価証券報告書等ならびに決算短信等の訂正を行います。

その他、本件に関連した重要事項が発生した際には、速やかに公表いたします。

以上

《添付資料:「中間調査報告書」》

# 中間調査報告書

株式会社ゲオ 殿

当委員会は、以下の通り、中間報告する。

平成 23 年 4 月 28 日

株式会社ゲオ 外部調査委員会

委員長 関口 智弘

委員 西垣 建剛

委員 丸山 琢永

## 第1 外部調査委員会設置の経緯及び調査の目的

### 1. 外部調査委員会設置に至る経緯

平成 23 年 3 月 18 日、株式会社ゲオ（以下、「ゲオ」という。）の 100%子会社である株式会社リテールコム（以下、「RTC」という。）は、その取引先である A 社の元取締役らを代理する弁護士より「通知書」と題する内容証明郵便（以下、「本件通知書」という。）を受領した。本件通知書には、RTC が、A 社との間で、平成 20 年 12 月以降、架空循環取引に関与していた旨が記載されていた。同日、RTC は、本件通知書を受領及びその内容をゲオに報告した。

ゲオは、この報告を受け、平成 23 年 3 月 24 日、代表取締役社長森原哲也氏を委員長とする内部調査委員会を発足して事実関係の調査を開始したところ、RTC が数年間に及ぶ多数回の循環取引に関係している疑い及びかかる取引が連結業績に影響を与える可能性が判明した。

そこで、ゲオは、公正中立かつ独立した立場からの調査を確保すべく、以下の通り、同月 28 日、外部調査委員会（以下、「当委員会」という。）を設置した。

### 2. 当委員会の構成

当委員会は、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 7 月 15 日公表、同年 12 月 17 日改訂 日本弁護士連合会）に準拠して、下記のメンバーにより構成された。

委員長 関口 智弘 弁護士 (東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所)

委員 西垣 建剛 弁護士 (東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所)

委員 丸山 琢永 公認会計士 (プライスウォーターハウスクーパース株式会社)

各委員とゲオ及びそのグループ企業との間で、その独立性に影響を及ぼす関係・取引は存在しない。

また、上記各委員と共に、その指揮監督の下、迅速且つ精度の高い調査を実施すべく、東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所より弁護士 3 名、及びプライスウォーターハウスクーパース株式会社より公認会計士 5 名及び調査担当者 14 名が、下記 4 記載の調査活動（以下、「本件調査」という。）を補助している。

### 3. 調査目的及び委嘱の範囲等

#### (1) 当委員会の調査目的及び委嘱の範囲

本件通知書において、RTC プロダクト部の担当部長である B 氏が、平成 20 年 12 月頃より、A 社の代表取締役（当時）である C 氏との間で、架空循環取引に関与したとの記載があった。

そのため、当委員会の本件調査の目的は、RTC において、B 氏が関与したと疑われる循環取引等の不適切な取引（以下、「本件不正取引」という。）につき、事実を解明することとされた。もともと、本件不正取引の調査過程において、本件不正取引以外の RTC 又はゲオの従業員による不正行為（以下、「追加的不正行為」という。）が存在する疑いが発覚したため、後述の通り、かかる追加的不正行為に関する事実の解明も、本件調査の目的とされるに至った（但し、後記第 7 の通り、中間調査報告書（以下、「本中間報告書」という。）作成日現在、追加的不正行為による重大な会計への影響は発見されていない）。

かかる調査目的を踏まえ、当委員会の委嘱の範囲は、公正中立な立場より、本件不正取引及び追加的不正行為に関し、取引の内容、不適切な経理処理の内容、関与者、各関与者の取引についての認識、目的、動機、内部管理体制等の問題点を調査・検討し、再発防止策並びに関与者及び経営陣への処分につき提言を行うこととされた。

さらに、当委員会は、本件不正取引及び追加的不正行為に関する過年度決算訂正の要否・内容につき、提言を行う。

なお、当委員会の調査は、民事上の権利義務、刑事責任の有無の判断を行うことを目的としていない。

## (2) 本中間報告書の範囲

本中間報告書の範囲は、上記(1)の委嘱範囲のうち、以下各号記載の事項を除外した部分である。当該除外部分については、本中間報告書作成日現在において調査が未了であることから、平成 23 年 5 月中旬に提出を予定する最終調査報告書において報告することとする。

- ① 内部管理体制等の問題点の調査・検討、再発防止策並びに関与者及び経営陣への処分に関する提言。
- ② 本件不正取引の調査過程において発覚した、追加的不正行為の調査報告。
- ③ 本件不正取引及び追加的不正行為に関する過年度決算訂正の要否・内容に関する提言

## 4. 調査対象、調査期間、及び調査方法

### (1) 調査対象

調査対象は、B氏が行った疑いがある本件不正取引を原則とする。したがって、当委員会は、B氏がRTCに入社した平成19年9月以降、平成23年3月までのB氏が帰属するプロダクト部が実施した取引全て（但し、平成20年12月以前は、A社その他本件不正取引に関与した会社（以下、「本件関与会社」と総称する。）との取引全て）を調査し、本件不正取引の範囲の確定を行った。

但し、この調査実施の際、本件不正取引以外にも、ゲオ及びRTCにおいて、本件調査の過程において、上記の追加的不正行為が発覚したことから、当委員会は、平成23年4月15日、調査対象範囲を追加的不正行為にも拡大した。

### (2) 調査期間

本中間報告書のための調査期間は、平成23年3月28日から同年4月28日（本中間報告書作成日）までである。

最終調査報告書のため、同年5月中旬まで、本件調査を継続する予定である。

### (3) 実施した調査方法

当委員会は、本件調査のため、主に、以下の調査を実施した。

- ① B氏の他、本件不正取引につき、承認、管理監督、又は補佐する立場にあるRTC及びゲオの従業員及び役員（以下、B氏を含め「本件社内関係者」と総称する。）に対する延べ18回の聴取調査。
- ② RTC又はゲオが、本件社内関係者が利用させているパーソナル・コンピュータ

ータ内の電子メールその他の電子ファイルのキーワードサーチ等の絞り込みを用いた精査。

- ③ 本件不正取引に関連する注文書、納品書、請求書、見積書、契約書等の取引関係書類並びに RTC 又はゲオの組織関係書類及び人事関係書類等の精査。
- ④ 本件関与会社に対する、本件不正取引が循環取引であることの確認のため、協力を得られた範囲での聴取調査。
- ⑤ RTC 又はゲオが本件関与会社との間で、本件不正取引以外の取引に関与していないことを確認するための取引及び会計データを対象としたコンピュータ支援監査技法を用いた調査。
- ⑥ ゲオグループ会社が本件関与会社との間で、本件不正取引以外の取引に関与していないことを確認するための書面調査と必要に応じた訪問によるインタビュー及び帳簿調査（関与の可能性が著しく低い実質的な活動を休止している子会社等を除く）。

#### (4) 制限事項

本件調査は、上記の通り、限られた調査期間内に、ゲオ又は RTC から提供される情報に基づいて実施されているものである。

当委員会は、この前提条件のもと、できる限り公正な判断を行うべく調査しているが、本中間報告書の内容が客観的事実に適合していることを保証するものではない。

## 第2 本件不正取引の概要

### 1. 本件不正取引の開始・発覚に至る経緯

- (1) 平成 19 年 9 月 18 日、B 氏が RTC に入社。
- (2) その後間もなく、RTC（担当者 B 氏）が A 社との取引（当初は正規取引）を開始。
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日、ゲオが、株式会社インデックス・ホールディングスから、同社の保有する RTC の株式全てを譲り受け、RTC を完全子会社化。
- (4) 平成 20 年 12 月頃、A 社の代表取締役社長（当時）C 氏より B 氏に対し、資金繰りが厳しいことを理由に、A 社が、D 社からフラッシュメモリーを仕入れる際に、RTC に伝票を通すことを依頼され、B 氏は了承。この時点から本件不正取引（循環取引）が開始。
- (5) 平成 21 年 3 月から、循環取引の仕入先として、C 氏の紹介で、E 社が加わる。
- (6) 平成 21 年 8 月に A 社が、RTC に対する買掛金について支払遅延。RTC が、A 社の支払遅延解消までは A 社を売掛先とする取引は行わないことを決定。但し、その後も、F 社、G 社を売掛先とする本件不正取引が継続される。

- (7) RTC の代表取締役社長（当時）の渋谷直人氏（以下、「渋谷氏」という。）と C 氏との間で 3 か月分の分割払いの合意をし、平成 21 年末までに A 社の支払遅延が解消される。
- (8) 平成 22 年 1 月、A 社を売掛先とする本件不正取引が再開される。
- (9) 平成 22 年 5 月頃から、A 社、F 社、G 社に加え、H 社が売掛先として加わる。
- (10) 平成 22 年 7 月から、本件不正取引の仕入先に、F 社、I 社が加わる。
- (11) 平成 22 年 10 月 1 日、ゲオが、株式会社ゲオサプライ（以下、「GES」という。）等を含む当時の連結子会社 11 社を吸収合併。
- (12) 平成 22 年 11 月頃、RTC が、韓国の J 社から、通関業者を介して SD カードを輸入し、A 社に売る取引を開始。
- (13) 平成 22 年 12 月から、本件不正取引の仕入先に、K 社が加わる。
- (14) 平成 23 年 2 月、RTC が、L 社の関係会社である M 社から、A 社を介して、飲料水ペットボトルを仕入れ、L 社に卸すという取引を開始。
- (15) 平成 23 年 3 月初旬、RTC が、A 社の入金遅延の再発を契機に、同日 A 社事業所におけるフラッシュメモリーの現物確認等を実施。その後、RTC の池袋本社に届いていた I 社から仕入れられたフラッシュメモリーを確認したところ、ダミー製品であることが発覚。
- (16) 平成 23 年 3 月 18 日、RTC が本件通知書を受領。ゲオが本件不正取引についての社内調査を開始。
- (17) 平成 23 年 3 月 24 日、ゲオが、内部調査委員会を設置し、不適切な会計処理が行われた可能性があることについて東京証券取引所に適時開示。
- (18) 平成 23 年 3 月 28 日、内部調査委員会による社内調査に対する公正中立な検証や、独立・公正の立場から独自の調査を行うために、ゲオが当委員会を設置し、東京証券取引所に適時開示。

## 2. 本件不正取引の特色と循環取引の判断基準

### (1) 本件不正取引の手口の概要

#### (a) A 社主導の循環取引

本件不正取引は、A 社がその資金繰り目的で主導した、フラッシュメモリー等を対象商品とする循環取引である。RTC においては、B 氏が、単独で C 氏の要望を受け入れるかたちで循環取引に加担したが、RTC は循環取引の参加者であり主導者ではなかった。

#### (b) 循環取引の参加者

本件不正取引は循環取引であり、RTC はその主導者ではなく、本件調査においても循環取引の主導者である A 社、参加者等からの調査協力が十分に得られなかったため、

当委員会においては必ずしも完全な商流を把握するに至っていない。

その前提において、B氏の供述、C氏との電子メールのレビュー、他の参加者から得られた協力のもと、本件不正取引である循環取引に参加したと考えられる、RTC（ゲオ）の仕入先、売掛先のリストは以下の通りである。

番号	仕入先名	循環（疑惑）取引期間
①	D社	平成20年12月～
②	E社	平成21年3月～
③	A社	平成21年4月～
④	F社	平成21年11月～
⑤	I社	平成22年7月～
⑥	J社	平成22年11月～
⑦	K社	平成22年12月～
⑧	N社	平成22年9月～

番号	売り先名	循環（疑惑）取引期間
1.	A社	平成21年1月～
2.	F社	平成21年9月～
3.	G社	平成21年9月～
4.	H社	平成22年5月～
5.	L社	平成23年2月～

(c) A社の入金遅延と売掛先の分散

本件において、循環取引が疑われる取引が開始された平成20年12月頃から、平成21年8月にA社の支払遅延があるまでは、RTCの直接の売掛先はA社であった。

当該支払遅延以降は、同年末にA社が入金遅延部分を分割払いすることにより問題を解消するまでは、F社及びG社がA社に代わり、RTCの売掛先となったが、平成22年1月以降は、再び、A社が直接の売掛先となる取引が行われるようになった。

また、同年3月以降は、A社以外にも、F社、G社及びH社が、RTCの売掛先となり、売掛先の分散が行われた。

(d) 介在商品

この循環取引の介在商品は、SDカード等のフラッシュメモリーであった（後記第3、2、(3)の「水取引」を除く）。この介在商品は、原則として、仕入先から売り先へ直送される納品方法が選択されていたため、RTC及びゲオにおいては、商品を検品していなかった。

この点、平成 22 年末から、RTC において、リスク軽減のため、一部の取引において、実際に商品を受領する形の商流に変更した。しかし、平成 23 年 3 月初旬、A 社の入金遅延を契機に、受領したフラッシュメモリーの現物確認等を実施したところ、ダミー製品であることが発覚した。

したがって、商品を売り先に直送する形態の本件不正取引において、真正のフラッシュメモリーが、その都度、実際に納品されたとは認められない。

#### (e) ゲオ商品購買部等からの発注

ゲオグループにおいては、従前、GES を通して購買を一括して実施する体制を取っていたところ、平成 22 年 10 月 1 日、GES がゲオに吸収合併されることによってゲオの商品購買部となった結果、ゲオが購買を一括して管理する体制となった。

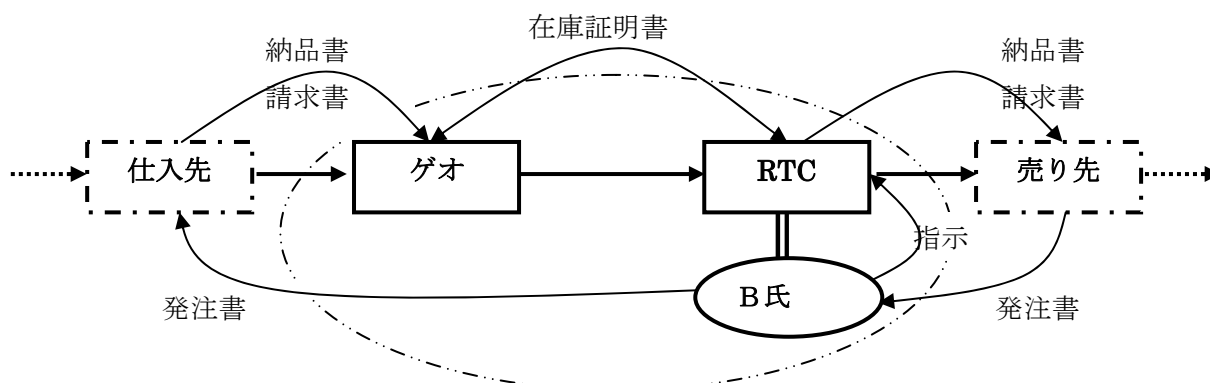
本件不正取引も、原則として、RTC が仕入先に発注する際には、GES 又はゲオ（本中間報告書において、場合により、ゲオと GES を総称して単に「ゲオ」という。）の名義で行われた。

しかし、実際には、B 氏は、RTC の従業員であるにもかかわらず、GES から GES（平成 22 年 10 月以降はゲオ）名義の発注行為を自ら行うことを許されており、仕入先への発注書の発行を単独で行い、仕入先は、この発注書を受けて、納品書と請求書をゲオに送付していた（例外的に、RTC が、ゲオからの資金調達の稟議決裁を行い、社内承認を経た上で、直接仕入を行う場合（第 3、1、(4)、②のケース）もあったが、発注行為は、B 氏が単独で行っていた）。

#### (f) RTC の受注

B 氏は、RTC の売り先から発注書を受け取り、B 氏の指示のもとで、アシスタントが納品書と請求書を売り先に送付していた。

なお、ゲオは、原則として RTC が在庫を持たないようにし、RTC が売り上げた分だけ、ゲオからの預け在庫を減らすという処理を行い、RTC がゲオに対して月次に在庫証明書を送付していた。



## (2) 不正取引に該当するかの判断基準

RTC が商流に入る、A社が介在又は斡旋した商品販売の取引は、以下の事情等を含む諸般の事情から、循環取引その他の売上計上が認められない不正取引であることが強く推認される。

- ① 電子メールの精査、B氏等の聴取調査により、本件不正取引は、A社の資金繰り援助を目的とする循環取引であると推認される。
- ② 真正な商品がエンドユーザーに納入された証拠が認められない。
- ③ 商品内容、代金を詳細に交渉した形跡が認められない。
- ④ 1回、数千万円もの同種の取引が、多数回、反復継続している。
- ⑤ 平成22年7月以降、取引量が急激に拡大している。
- ⑥ RTC 及びゲオにおいて、当該商流に介在することによる積極的な経済合理性が認められない。

そのため、A社が介在又は斡旋し、B氏が担当した RTC における事業者向けの商品販売の取引については、原則として循環取引等の不正取引と推定するものとし、取引実体の存在が明らかであることを反証する客観的な資料が発見された場合のみ、この推定を覆す、という判断基準を用いた。

## 第3 本件不正取引の個別的な取引概要

### 1. 循環取引

B氏が循環取引として認識していたのは、D社、E社、F社、I社、K社及びA社から仕入れをし、A社、F社、G社及びH社を売り先とする、主としてSDカードを対象商品とする取引である。以下、上記各社の関係する取引を分類して整理する。

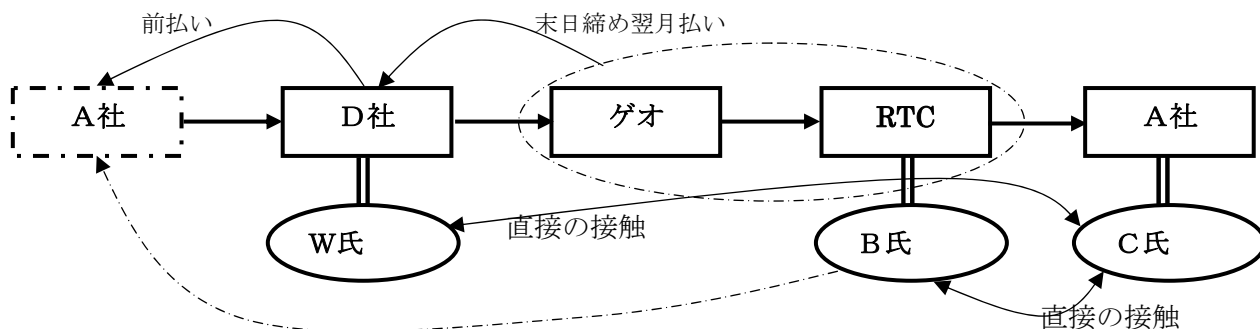
#### (1) D社

B氏が、平成20年12月に、A社との最初の循環取引を行った際に、仕入先に入った会社がD社である。D社は、中国工場で、ブルートゥース用ワイヤレススピーカーの製造を行っている会社であり、RTC は、以前、オリジナルのスピーカーをD社に発注したことがあった。

同年12月に、A社のC氏から、伝票を通すことによる資金繰り援助を要請された際に、B氏が、従来から仕事上の関係のあった、D社社長のW氏を、C氏に紹介した。

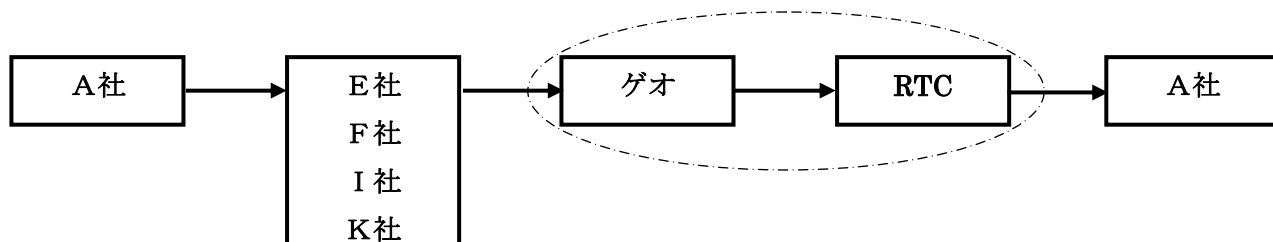
D社を用いた循環取引のスキームは、以下のとおりであり、D社はA社からの仕入れに対して、前金で支払うことで、A社に資金を融通した。もっとも、B氏としては、当初は、D社のA社に対する前払い金担保（前払いした金員を確実に回収できることを担

保すること) であると考えており、循環取引の認識はなかった。C氏とW氏、C氏とB氏の話し合いは、別々に行われ、C氏からB氏に対する説明は、D社を使ってほしいということだけであり、B氏において、循環取引の全体像を把握することはできなかったとのことである。



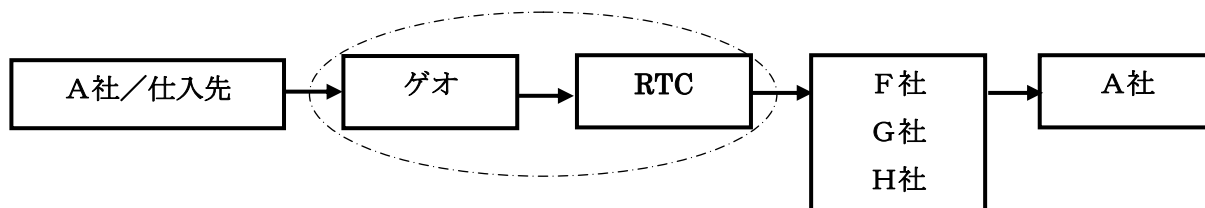
(2) E社、F社、I社又はK社が上流に入る取引

B氏によれば、E社、F社、I社及びK社は、全てC氏がB氏に紹介した取引先であるとのことである。それぞれ、平成21年3月頃、平成21年11月頃、平成22年7月頃、同年12月頃から、Geo・RTCの上流に關与する循環取引に参加したと考えられる。



(3) F社、G社及びH社が下流に入る取引

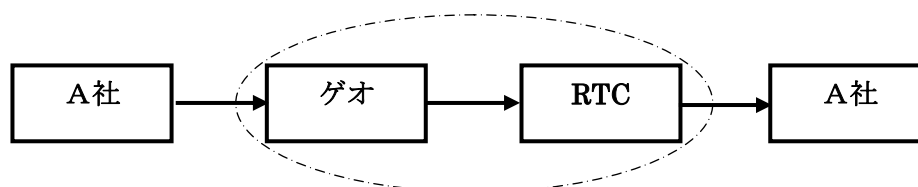
下流側については、平成21年9月から、F社が参加したことに加え、G社及びH社が、RTCとA社の間に参加する場合があった。これは、RTCの売掛先を分散し、A社に対する貸倒れのリスクを減少させる方策であったと考えられる。



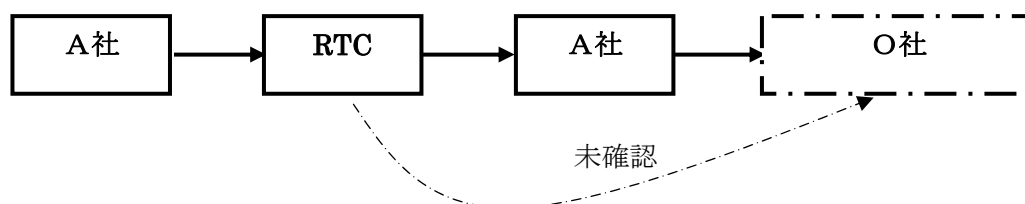
#### (4) A社が上流及び下流に現れる取引

A社が上流及び下流に現れる取引として、下記の2つの場合が存在した。

##### ① ゲオ仕入れの場合



##### ② RTCの「直仕入れ」のケース



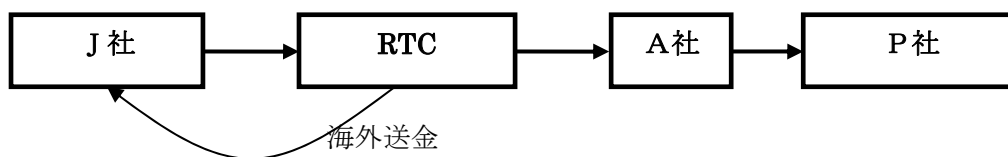
①は、B氏によれば、平成21年8月のA社のRTCに対する支払遅延後、C氏の依頼で、銀行融資の目的でゲオへの売上げ実績を作るという趣旨で実施されたとのことであるが、ゲオ・RTCから見て、上流及び下流にA社が商流に現れる取引であることから、単純な循環取引と考えられる。

②は、平成22年7月頃の取引であり、O社に対する仕入れ名目で実施された。ただ、商流に参加する理由として、特にRTCにおいて何らかの役割を果たすのではなく、A社の資金繰り援助以上の目的はなかった。O社に対する実際の商品の納入も確認されていない。RTCの上流と下流にA社が現れる以上、単純な循環取引と考えられる。

## 2. その他の不正取引

### (1) J社からの輸入取引

韓国のSDカードメーカーであるJ社との取引は、以下の商流で行われたとのことである。商流参加の理由は、A社が、J社の与信枠一杯まで取引をしているため、RTCがA社に代わってJ社から商品を仕入れるという融通目的とのことであった。

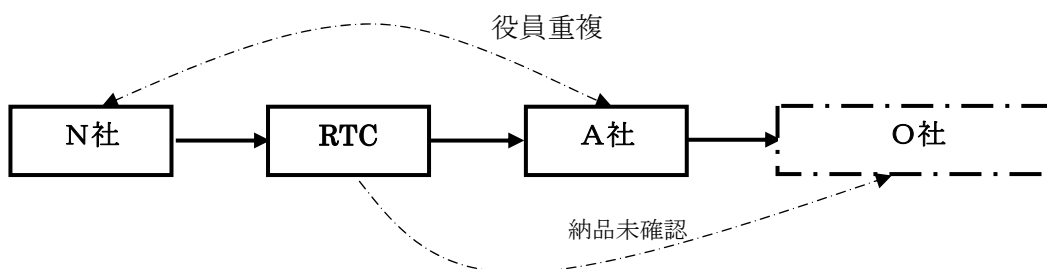


J社関係の契約関係書類によると、商品はフラッシュ・メモリーカードであるが、この取引に関しては、平成22年11月及び平成23年1月の2度にわたって、J社のものと見られる銀行口座に対して海外送金がなされている点に特色がある。

しかし、RTCは、J社と直接の接触がなく、提供される契約関係資料、情報は全てA社を通じて提供されており、RTCは、商品を直接、確認していなかった。しかも、2回目の送金に関し、RTCがA社から受領したJ社のRTC宛の請求書（Invoice）は偽造の疑いがある。したがって、このJ社との取引は、確かに海外送金がされていることから循環取引である可能性が高いとは言えないが、少なくともRTCにおいてA社のJ社への代金立替払い以上の役割を担ったという痕跡は存在しないという意味で、売上計上に値する真正な商取引とは考えられない。

## (2) N社関連取引

N社関連取引の主な名目は、O社にSDカードを卸すことであり、C氏の指定により、商品の調達先として、N社が指定された。RTCとして、A社に対する売掛債権保全のため、O社から振込みがなされるA社の銀行口座について、A社の通帳及び銀行印をRTCが預った経緯がある。

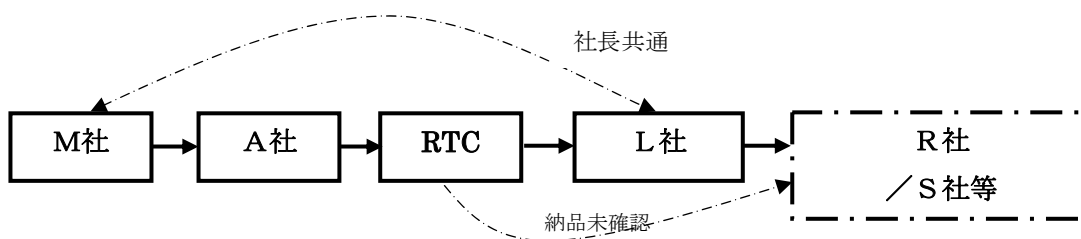


B氏は、この取引は実在するものと認識していたが、商品は、N社からO社への直送であり、他の取引と同様、RTCにおいて現品確認をしておらず、O社への商品提供は確認できていない。

また、N社は、役員構成等においてA社と一定の関係を有する会社であること、N社の事業としての実在性が明確でないことから、この取引の実在性は疑わしいと言わざるを得ず、売上計上が相当な取引とは言いがたい。

### (3) 水取引

平成 23 年 2 月以降、L 社関連の製造会社である M 社から、A 社を介して、飲料水ペットボトルを仕入れ、L 社に卸すという取引が行われた。当該飲料水ペットボトルの取引は、当時、A 社からの出向者として RTC のプロダクト部に所属した、A 社の従業員である Q 氏が主導して行われたと考えられる。



B 氏の認識では、この水取引は実在していたとのことであり、最終的な納入先は R 社や、S 社であるとされていたが、B 氏は、納品を書面でしか確認していないと述べている。また、M 社と L 社は、別の会社であるものの、代表者が共通であるなど、実質的に同一の企業体の可能性が高い。したがって、この商流への参加は、L 社又は A 社への資金繰り援助目的にすぎず、実態のない循環取引である疑いを否定できない。

## 第4 本件社内関係者の行為と認識

### 1. B 氏の行為と認識

#### (1) B 氏の単独行為

上記第 3 の通り、本件不正取引は、RTC においては、B 氏が、単独で、ゲオの上流への発注行為、及び下流から発注受領行為を実行することが可能であった状況が認められることから、同氏の単独で、その裁量のもと実施された可能性が高い。

#### (2) 循環取引の認識

B 氏は、基本的に、A 社の資金繰りを助けるという認識で、本件不正取引に関与していたと考えられ、本件不正取引の全てが架空循環取引であるという確定的な認識はなかったと述べるが、当該一連の取引を行った際には、循環取引の可能性が高いと認識していた点については認めている。

しかし、上記第 3、2 の各取引については、少なくとも取引の当時は、真正な取引と認識して商流に参加したと述べている。

#### (3) 関与の動機

上記のとおり、本件不正取引は、A 社の資金繰りの問題に端を発し、同社社長の C 氏

が主導したものと思われる。

B氏は、RTCにおいて、部長を務めるプロダクト部の売上・利益目標を達成し、少なくとも減給を避けるために、A社からの売上増加を活用して売上・利益目標を達成したいと考え、C氏からの提案を受け入れる形で循環取引に関与したと考えられる。また、B氏によれば、A社が安定的な成長を遂げた場合等には、同社における一定の役職等を与えられる可能性等をC氏から示唆されていたことを信じて、便宜を図ったとも述べている。

他方、B氏は、RTCの従業員でありながらも、A社において、執行役、室長等の役職を与えられており、A社と緊密な関係があったと考えるが、その報酬等を受け取ったことはないと述べる。

この点、当委員会としては、RTCにおいて、業績連動型の賞与制度、昇給制度が存在しないことから、RTCにおける売上目標達成のみが動機であったとする点に疑問を持つところであるが、現在までの調査では、B氏がA社から継続的に本件不正行為を斡旋することの対価を受領していたことを示す証拠は発見されていない。

## 2. 渋谷氏の行為と認識

### (1) 管理・監督行為

渋谷氏は、平成19年7月1日以降、RTC営業企画部において、主にRTCのEC（電子商取引）事業を担当し、平成21年6月26日以降、RTCの代表取締役社長に就任した。

渋谷氏がRTCの代表取締役社長として行った本件不正取引に関する管理・監督行為は、平成22年3月頃より、B氏より、事後的に、売上、利益等の月次報告（以下、「セールレポート」という。）を受けていたにとどまり、基本的に、発注、販売等について、具体的な指示や承認を与えることはなかったと考えられる。

平成21年8月末、A社がRTCに対して入金遅延に陥った際、渋谷氏は、B氏に対し、当該取引を一旦停止させたものの、その後、A社C氏との間で、未払売掛金の分割弁済を合意するに至り、平成23年1月より、A社を売掛先とするSDカード取引再開を承認した。

与信枠の設定については、渋谷氏がその裁量で判断していたが、RTCにおいて、取引先の信用状況に応じた客観的な与信基準は存在しなかった。

### (2) 循環取引の認識

渋谷氏の供述によれば、ゲオの連結初事業年度である平成21年3月ころ、RTCプロダクト事業部において赤字が報告され、この際、当時のRTCの代表取締役であるX氏と共にB氏と話し合う機会があり、問題のSDカード取引の存在について初めて認識したとのことである。

平成 22 年 7 月度セールスレポートによれば、渋谷氏は、B 氏より、売掛先、仕入先ともに A 社とする SD カード取引の存在について報告を受けていたことが認められるものの、渋谷氏の供述によれば、架空商品を転々譲渡するという架空循環取引であるとの認識はなかったとのことである。

すなわち、渋谷氏は、B 氏より、当該 SD カード取引について、RTC において SD カードの書き込み作業が発生するため、循環取引ではないとの報告を受けていたとし、実際に商品が介在する取引であると認識していたと述べる（しかし、実際に RTC においてかかる書き込み作業は行われておらず、A 社に委託して実施することであったため、RTC の役割は資金融通目的以外には存在しないと考えられる。）。

この点、渋谷氏の供述に従えば、同氏は、プロダクト部の急激な売上高の上昇にもかかわらず、本件不正取引につき、その具体的な取引内容、RTC が介在する意義については特に管理、認識しておらず、売掛金の焦げ付きのリスクを減少させること（A 社からの銀行通帳の取得等の担保取得等）にのみ注力していたと考えられる。

### 3. T 氏（RTC 管理部マネージャー）の行為と認識

#### (1) 管理行為

T 氏は、平成 20 年 11 月 1 日に RTC に入社して以降、RTC の管理部マネージャーを担当してきた。

T 氏の供述によれば、RTC では事業部制を採用しているため、各部署の取引は各部署で集計を行うこととなっており、管理部マネージャーである T 氏は一つ一つの内容を把握・検証をしておらず、数字の転記ミス等の形式的な点のみ確認していたとのことである。また、T 氏は、渋谷氏による債権保全のための担保取得を補助していた。

#### (2) 認識

T 氏の供述によれば、具体的な取引内容については把握しておらず、本件不正取引が発覚するまで、循環取引の認識はなかったとのことである。

### 4. ゲオ商品購買部 U 氏の行為と認識

#### (1) 関与行為

U 氏は、平成 20 年 5 月以降、当時の上司であった X 氏（GES 商品本部担当責任者と RTC 代表取締役を兼務）の指示のもと、GES（平成 22 年 10 月以降はゲオ、以下同じ。）側において、商品本部商品購買部主任として、RTC プロダクト部の仕入窓口を担当してきた。すなわち、RTC の仕入品について、RTC B 氏の指示のもと、一旦 GES で仕入れを行い、これに利益を乗せない形で RTC に販売する際、GES 側の事務処理を担当してきた。

B 氏は、X 氏より、RTC の仕入れにつき GES 名義で発注を行う権限が付与されてお

り、実際には、U氏は、B氏から報告を受けた情報を事後的にゲオ発注システムに入力する役割を担っていた。

この点、ゲオにおける「職務権限基準表」によれば、ゲオが仕入れのため発注する際、全件につき、商品購買部次長、部長及び執行役員の決済を得る必要があるとされている。

しかし、運用上は、機動的な仕入調達実現の観点から、1000万円以上の発注についてのみ、商品購買部の次長及び部長の承認を得ればよいという実務的な取扱いが行われていた。

そのため、U氏は、B氏より事後的に報告される発注につき、1000万円以上のものについて、1000万円未満となるよう小分けにして発注システムに入力し、承認手続を回避していた。

## (2) 認識

U氏は、RTCからA社へSDカードが流れる取引について、認識してはいたものの、その先の取引先については、エンドユーザーがいる旨、RTC B氏を通じて、A社C氏より報告を受けていたとし、循環取引の認識はなかったと述べている。しかし、U氏は、A社の販売する商品をゲオ店頭商品として扱うに際し、C氏より利益供与を受けたことも認めており、C氏との間で直接の不適切な関係があったことは否定できない。また、U氏は、A社の資金繰りの問題を把握し、一般的な助言等の提供をしたこともあり、本件不正取引についても、何らかの便宜を図った可能性も否定できない。

## 第5 本件不正取引が会計処理に与えた影響

### 1. 本件不正取引に係る不適切な会計処理の内容

上記第3記載の本件不正取引に係る不適切な会計処理の取引別の内容は、以下の通りである。

#### (1) 循環取引

ゲオ (GES)	①関与会社からの架空仕入の計上、②RTC に対する架空売上の計上、③架空在庫の計上
RTC	①ゲオからの架空仕入の計上、②A社社及び売掛金分散目的で関与した会社に対する架空売上の計上

#### (2) J社との取引

RTC	①J社からの架空仕入の計上、②A社に対する架空売上の計上
-----	------------------------------

#### (3) N社との取引

RTC	①N社からの架空仕入の計上、②A社に対する架空売上の計上
-----	------------------------------

(4) 水取引

RTC	①A社からの架空仕入の計上、②L社に対する架空売上の計上
-----	------------------------------

2. 本件不正取引に係る不適切な会計処理の金額

本件不正取引に係る不適切な会計処理について、上記1.の取引別に年度別集計した金額（税抜、以下同様。）は以下の通りである。なお、平成23年3月期の架空仕入及び架空売上は平成22年4月1日から平成23年2月末日までの取引の累計金額であり、架空在庫は各年度末日現在の残高である。

(1) 循環取引

(ゲオ)

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
架空仕入	-	-	893
架空売上	-	-	898
架空在庫	-	-	58

(GES)

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
架空仕入	131	1,037	1,062
架空売上	102	1,038	1,026
架空在庫	28	27	-

(RTC)

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
架空仕入	102	1,038	1,972
架空売上	105	1,088	2,076

(2) J社との取引

(RTC)

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
架空仕入	-	-	105
架空売上	-	-	112

(3) N社との取引

(RTC)

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
架空仕入	-	-	47
架空売上	-	-	49

(4) 水取引

(RTC)

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
架空仕入	-	-	32
架空売上	-	-	33

3. 本件不正取引に係る財務諸表への影響額（概算）

上記 2.の不適切な会計処理の金額及びこれ以外に財務諸表に影響を及ぼす可能性のある架空取引に伴う入出金等の情報に基づき、本件不正取引に係るゲオの連結財務諸表への影響額（概算）を以下の通り算定した。なお、平成 23 年 3 月期は平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 2 月末日までの期間を対象としている。

当該影響額は本中間調査報告書作成日時時点で入手可能な情報を基礎としており、最終調査報告書において当該影響額は変更される可能性がある。

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
売上高	△105	△1,088	△2,272
売上総利益	△3	△50	△120
当期純利益	△56	△53	△401

## 第6 B氏によるその他の不正行為

1. 債務保証行為

台湾籍企業であるV社とA社との取引との関係で、A社の債務 447,110 米ドルを、RTCがA社に代わって支払うことを内容とする、Payment Subrogation Agreement (以下、「債務保証書」という。)が存在する。

B氏によれば、A社が、V社からSDカードを仕入れるにあたって、与信の関係で一定の金額を超える取引ができなかったため、RTCがA社に代わり代金を支払うため、RTCの渋谷氏等の承認なく、自ら署名して作成したとのことである。但し、B氏によ

ると、当該債務保証書をV社に送付し、V社から請求書も来たが、C氏から口頭で、その後V社ではなく、J社から商品を納入することとなったため、当該V社との取引は取りやめになったと伝えられたとのことである。この点、実体的な権利義務の判断は本件調査の目的の範囲外であるが、V社から、この債務保証書に基づき、RTCが請求を受ける可能性は否定できない。

## 2. 在庫操作行為

本件社内関係者の供述によれば、原則として、本件不正取引の介在商品であるSDカードその他のフラッシュメモリーは、RTCに納品されず、A社その他本件関与会社に直送される形式を取っており、RTCにおいて実際の納品確認は行われなかった。

但し、RTCは、平成22年末から、リスク低減のために倉庫業者との間で倉庫寄託契約を締結し、当該倉庫にて受領した商品を保管する形とし、又はRTCにて直接、商品を受け取ることもあった。しかし、その後も、梱包を開封して中身を確認するなどの検品作業は実施されておらず、平成23年2月末にA社が支払遅延に陥ったことを受け、平成23年3月初旬に、RTCとして初めて、SDカードの内容を確認したところ、電子媒体が入っていないダミー商品であることが判明した。さらに、同月中旬、RTCは、A社に対する売掛債権の担保のために、同社の在庫であるSDカード等約8万枚を確保したが、何れもダミーの商品であると見られる。

加えて、ゲオ及びGESが、本件不正取引に関して、2011年3月時点で棚卸資産に計上された在庫も、その所在が確認できず、過去に計上した在庫においても、真正な在庫である可能性は皆無に等しいと考えられる。したがって、上記第5、2、(1)記載の通り、ゲオ及びGESにおける本件不正取引に関して取得・計上した在庫は、実質的価値がないものとして、取り消すことが妥当である。

## 第7 調査中に発覚した他の不正事実

現在、当委員会は、追加的不正行為の調査を実施しているが、重大な会計処理への影響は、本中間報告書作成日現在、発見されていない。

上述の通り、追加的不正行為の調査結果については、最終調査報告書において報告する予定である。

以上